

山形市議会基本条例 《検証結果報告書》

平成 30 年 11 月

山形市議会 議会運営委員会

目 次

1 目的	P 1
2 経過	P 1
3 検証方法	P 2
4 検証結果		
(1) 検証結果における今後の取組方針	P 3
(2) 検証項目ごとの検証結果	P 5
5 むすびに	P 16

1 目的

山形市議会基本条例（以下「基本条例」という。）は、平成23年11月15日に議会改革検討委員会を設置して以来、25回にわたる会議での議論と、3回の全議員への報告会、市民への意見募集と報告会などを経て、平成24年12月定例会において全会一致で可決し、平成25年4月1日より施行している。この基本条例は、二元代表制の下、合議機関である議会の役割を明らかにし、議会とその構成員である議員が活動するに当たっての基本的な事項を定めている。

山形市議会では、基本条例の施行後、より市民に身近でわかりやすく、公平公正で信頼される議会の実現を目指し、様々な議会改革に取り組んできた。こうした中、基本条例の施行から5年が経過したことから、その達成状況等について、基本条例第21条に基づき、議会運営委員会を中心に検証・評価を行い、さらなる議会改革に向けた今後の取組方針を示すこととした。

2 経過

本委員会では、基本条例施行前から実施している取り組みと、施行後、新たに実施した取り組みを整理した取組実績表等に基づき、検証項目ごとに関連性のある条文をまとめ、取組実績の評価や今後の取組方策等を確認する検証シートを作成し、協議、検討を行った。

（議会運営委員会での経過）

年月日	内 容
平成29年11月30日	議長より基本条例の検証を提案
平成29年12月14日	基本条例の検証について実施の確認
平成30年3月15日	具体的な検証方法について協議 ①実施要領の策定 ②検証シートの策定 ③取組実績表 ④検証スケジュール
平成30年4月10日	具体的な検証方法について協議
平成30年4月23日	検証方法(次頁参照)及び検証項目について協議・決定
平成30年6月7日	検証シートの協議・決定 検証シートに基づき、会派ごとに検証を実施
平成30年6月28日	評価等の取りまとめ
平成30年7月12日	評価等の取りまとめ
平成30年8月9日	検討課題の抽出
平成30年8月29日	今後の取組方針について検討
平成30年9月28日	今後の取組方針について検討
平成30年11月6日	検証結果報告書の作成について協議
平成30年11月13日	検証結果報告書の作成について協議・決定
平成30年11月21日	議長へ検証結果報告書の提出

3 検証方法

本委員会における検証については、下記の山形市議会基本条例の検証に関する実施要領を定め、取り組むこととした。

□山形市議会基本条例の検証に関する実施要領（平成 30 年 4 月 23 日制定）

1. 趣 旨

この要領は、山形市議会基本条例（平成 24 年条例第 41 号。以下「基本条例」という。）第 21 条の規定に基づき、この条例の目的の達成状況等の検証を円滑に行うため、検証の方法及び検証結果の公表方法等、必要な事項を定めるものとする。

2. 検証体制

基本条例の検証は、議会運営委員会において行うものとする。

3. 検証項目及び検証対象期間

検証項目及び検証対象期間は、議会運営委員会において決定するものとする。

4. 検証の方法等

(1) 検証は、取組実績表等に基づき、検証項目ごとに関連性のある条文をまとめた検証シートを用い、次の区分による評価等を行う。

《実績評価》

- 1：達成
- 2：一部達成
- 3：未達成
- 4：未着手

《今後の対応》

- A：継続
- B：改善・拡充
- C：完了・終了
- D：その他

(2) 検証シートに基づく会派ごとの検証に基づき取りまとめを行い、検証結果報告書を作成するものとする。なお、会派に属さない議員からも（正副議長を除く）検証シートの提出を受けるものとする。

5. 検証結果の公表等

(1) 検証結果報告書を議長に提出するとともに、全員協議会において検証結果の報告を行うものとする。

(2) 検証結果報告書を議会ホームページや議会報に掲載するなど、広く市民への周知を図るものとする。

6. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は議会運営委員会において別に定める。

4 検証結果

(1) 検証結果における今後の取組方針

山形市議会基本条例の検証に関する実施要領に基づき、会派ごとの検証結果を取りまとめ、今後、検討が必要な項目を抽出し、その対応について協議した結果、今後の取組方針は以下のとおりとなった。

なお、検証項目ごとの検証結果については、5頁～16頁に記載のとおりである。

① 議会報告会の開催方法の見直しについて

議案等の審議の過程や結果等について市民に明らかにするため、基本条例を施行した平成25年度から、毎年、通常11月に議会報告会を開催してきたが、さらなる市民参加の促進と多様な市民意見の把握に努めるため、開催時期について柔軟に対応できるよう、見直していく。

なお、具体的な開催時期や実施方法等については、継続して検討していくこととした。

《検証シートNo.①：市民への積極的な情報公開

〃 No.②：多様な市民意見の把握と市民参加の促進》

② 子ども議会の開催について

主権者教育の推進と市民参加の促進を図るため、子ども議会の開催の必要性や効果、実施主体などを調査・研究しながら、継続して検討していくこととした。

《検証シートNo.②：多様な市民意見の把握と市民参加の促進》

③ 市民アンケートなどの実施について

年々多様化する市民の意識や価値観を見極め、そのニーズに対応するため、傍聴者や市民を対象としたアンケートなどの実施について、その内容や議会へ反映する方法・体制などの課題を整理しながら、継続して検討していくこととした。

《検証シートNo.②：多様な市民意見の把握と市民参加の促進》

④ 議会開会中の保育室の設置について

さらなる市民参加の推進と議員の活動しやすい環境づくりに向けて、平成30年12月定例会から、会期中において、市民または議員から申し出があれば、議長の判断により、議会棟4階の和室を保育室または授乳室として開放するものとする。

なお、今後の利用状況を見ながら、設置及び利用方法について、継続して検討していくこととした。

《検証シートNo.②：多様な市民意見の把握と市民参加の促進》

⑤ 広報委員会の設置について（議会報・ホームページなどの議会広報）

議会活動に関する情報を積極的に公開し、わかりやすく提供していくため、議会の広報を包括する広報委員会の設置について、継続して検討していくこととした。

《検証シートNo.③：市民にわかりやすい議会》

⑥ 議員間討議の方法について

議員間討議の具体的な方法については、様々な意見があったことから、審議等の活性化を図るための取組方針を引き続き調査・研究していくこととした。

《検証シートNo.③：市民にわかりやすい議会

〃 No.④：審議等の活性化》

⑦ 議会事務局の体制強化について

議会及び議員による政策立案、条例作成等のさらなる充実を目的として、議会事務局の調査・法務等に関する機能の充実及び体制強化に向けた環境整備を図ることとした。

《検証シートNo.⑤：活動基盤の整備》

⑧ タブレット端末及びWi-Fiの導入について

議会運営の効率化と議員の調査・研究基盤の充実を図るため、タブレット端末及びWi-Fiの導入について、継続して検討していくこととした。

《検証シートNo.⑤：活動基盤の整備》

⑨ 山形市議会災害時対応マニュアルの一部見直しについて

災害発生時における議員及び議会事務局職員の対応に関し、必要な事項を定めた「山形市議会災害時対応マニュアル」の実効性を確保するため、訓練の実施に関する項目を追加し、適宜災害時訓練を実施していくこととした。

《検証シートNo.⑥：危機管理体制の整備》

(2) 検証項目ごとの検証結果

No.①	検証項目	市民への積極的な情報公開
関連条文		<p>《第7条 議会の情報公開》 議会は、市民に対し、議会活動に関する情報を積極的に公開し、説明責任を十分に果たさなければならない。</p> <p>《第8条 会議の公開》 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会等の会議を原則公開とする。</p> <p>《第9条 議会報告》 議会は、議案等の審議の過程、結果等について市民に明らかにするため、それらの報告会などの実施に努めるものとする。</p> <p>《第10条 議案に対する態度の公表》 議会は、全ての議案に対する各議員の態度を公表する。</p>
現況及び取組実績		<p>【基本条例施行後新たに実施したもの】</p> <p>《第7条》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆議会中継のスマホ、タブレット対応化（平成28年6月～） <ul style="list-style-type: none"> ・スマホ、タブレットによるアクセス数 平成28年度 生中継視聴 542件／録画視聴 950件 平成29年度 生中継視聴 1,153件／録画視聴 756件 ◆傍聴者及びマスコミへの会議資料の提供 （平成29年9月定例会から一部実施） ◆政務活動費収支報告書のホームページへの公開 （平成27年度分から平成29年3月1日より公開） ◆政務活動費の手引のホームページへの公開（平成29年4月1日～） <p>《第7・9条》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆議会報告会の開催 平成25年11月から実施（市内8カ所／年） <ul style="list-style-type: none"> ・参加人数 平成25年11月 24人 平成28年11月 171人 平成26年11月 122人 平成29年11月 96人 平成27年12月 225人 <p>《第7・10条》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆議案に対する態度の公表 <ul style="list-style-type: none"> ・議会報（平成25年7月15日号～） ・ホームページ（平成25年6月定例会～） ◆電子表決システムによる各議員の表決態度を議場内ディスプレイに表示 （平成27年12月定例会～） <p>【基本条例施行前から実施しているもの】</p> <p>《第7条》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇議会報の発行（年4回、改選時は臨時号発行）（昭和42年～） ◇視覚障がい者向け議会報の発行（点字版、音声コード版、声の議会報） ◇会議録検索システムの導入（平成16年2月～） <ul style="list-style-type: none"> ・委員会記録分を追加（平成24年7月～） ◇本会議、予算・決算委員会、全員協議会のインターネット中継及び録画配信の実施（本会議：平成22年6月定例会～、 予算・決算・全協：平成24年6月定例会～） ◇議会ホームページ及び議会報、広報やまがたに次回定例会日程（予定）を掲載 ◇庁内及び公民館、コミュニティセンターに議会日程のポスター掲示 ◇議長交際費の公開 <p>《第7・8条》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇本会議、各種委員会等の公開

実績評価	達成	翔政会・市民連合山形市議団
	一部達成	緑政会・日本共産党山形市議団・公明党山形市議団・無会派
今後の 取組方針	継続	翔政会
	改善・拡充	市民連合山形市議団・緑政会・日本共産党山形市議団 公明党山形市議団・無会派
	<p>【理由】</p> <p>(市民連合山形市議団)</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会報告会の開催時期については、時期を固定する必要はない。 <p>(日本共産党山形市議団)</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報公開の取り組みは大きく進んだと評価できる。ただし、市民に開かれた議会であるためには、さらに進んだ取り組みが必要である。 住民自治のために情報を公開するという意味合いと同時に、市民の関心を高める視点での公開手法も引き続き検討すべきと考える。 <p>(公明党山形市議団)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民への積極的な情報公開については、議会中継のスマホ、タブレット対応化や議会報告会の開催に努める等、一定の効果があったが、さらなる拡充に向けた取り組みを検討する必要がある。 <p>(無会派)</p> <ul style="list-style-type: none"> 聴覚障がい者対応の拡充が必要である。 	
	<p>【今後の方針】</p> <p>□議会報告会の開催方法の見直しについて</p> <p>議案等の審議の過程や結果等について市民に明らかにするため、基本条例を施行した平成25年度から、毎年、通常11月に議会報告会を開催してきたが、さらなる市民参加の促進と多様な市民意見の把握に努めるため、開催時期について柔軟に対応できるよう、見直していく。なお、具体的な開催時期や実施方法等については、継続して検討していくこととした。</p> <p>〔※これまで議会報告会は、山形市議会基本条例の施行に関する規程第2条の「議会基本条例第9条第1項に規定する報告会は、毎年11月に実施するものとする。」に基づき、通常11月に開催していたが、開催時期について柔軟に対応できるよう、規程の改正を行う。〕</p>	
条例改正の有無	なし	

No.②	検証項目	多様な市民意見の把握と市民参加の促進																								
関連条文		<p>《第6条 市民と議会の関係》 議会は、市民の多様な意見を把握し、市政に反映する機関として、議会への市民参加の推進に努めるものとする。</p> <p>《第9条 議会報告》 議会は、議案等の審議の過程、結果等について市民に明らかにするため、それらの報告会などの実施に努めるものとする。</p> <p>《第11条 請願者及び陳情者の意見陳述》 議会は、請願又は陳情の審査に当たって、請願者又は陳情者から意見陳述の申出があり、その申出が適当と認められる場合には、それらの者から当該請願又は陳情に関する意見を聴くものとする。</p>																								
現況及び取組実績		<p>【基本条例施行後新たに実施したもの】</p> <p>《第6条》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆市民アンケートの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年11月 議会・議員に対する意識調査 回答数157件 ◆パブリックコメントの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年2月 議員定数、議員報酬、政務活動費の見直し 回答数33人 ◆議場見学会&演奏会の実施 (平成29年8月実施 参加者111人 うち高校生20人) 議場見学会⇒市議会の機能としくみの説明、表決体験、議場見学 演奏会⇒山形交響楽団 <ul style="list-style-type: none"> ・参加者アンケートの実施 回答数101人 <p>《第6・9条》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆議会報告会の開催 平成25年11月から実施(市内8カ所/年) ・参加人数 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平成25年11月</td><td>24人</td> <td>平成28年11月</td><td>171人</td> </tr> <tr> <td>平成26年11月</td><td>122人</td> <td>平成29年11月</td><td>96人</td> </tr> <tr> <td>平成27年12月</td><td>225人</td> <td></td><td></td> </tr> </table> <p>《第6・11条》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆請願者及び陳情者の意見陳述を実施(平成25年6月定例会～) <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平成25年</td><td>6回</td> <td>平成28年</td><td>3回</td> </tr> <tr> <td>平成26年</td><td>5回</td> <td>平成29年</td><td>5回</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td><td>5回</td> <td></td><td></td> </tr> </table> <p>【基本条例施行前から実施しているもの】</p> <p>《第6条》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇各常任委員会における関係団体との懇談会の開催 ◇手話通訳者同席による傍聴 ◇盲導犬同伴による傍聴 	平成25年11月	24人	平成28年11月	171人	平成26年11月	122人	平成29年11月	96人	平成27年12月	225人			平成25年	6回	平成28年	3回	平成26年	5回	平成29年	5回	平成27年	5回		
平成25年11月	24人	平成28年11月	171人																							
平成26年11月	122人	平成29年11月	96人																							
平成27年12月	225人																									
平成25年	6回	平成28年	3回																							
平成26年	5回	平成29年	5回																							
平成27年	5回																									

実績評価	達成	翔政会
	一部達成	市民連合山形市議団・緑政会・日本共産党山形市議団 公明党山形市議団・無会派
今後の 取組方針	継続	翔政会
	改善・拡充	市民連合山形市議団・緑政会・日本共産党山形市議団 公明党山形市議団・無会派
	<p>【理由】</p> <p>(市民連合山形市議団)</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会報告会の開催時期については、時期を固定する必要はない。 意見陳述については、時間を十分に確保した方が良いと考える。 <p>(日本共産党山形市議団)</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会報告会の開催や、議場見学会&演奏会、請願者の意見陳述などの取り組みは評価できる。ただし、市民の関心の度合いや、積極的な関わりという点では、さらに工夫が求められる。 <p>(公明党山形市議団)</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な市民意見の把握と市民参加の促進については、議会報告会の充実や議場見学会&演奏会の実施、議会意識調査等、意見の把握に努めてきたものとするが、さらなる取り組みを検討する必要がある。 	
	<p>【今後の方針】</p> <p>□議会報告会の開催方法の見直しについて</p> <p>議案等の審議の過程や結果等について市民に明らかにするため、基本条例を施行した平成25年度から、毎年、通常11月に議会報告会を開催してきたが、さらなる市民参加の促進と多様な市民意見の把握に努めるため、開催時期について柔軟に対応できるよう、見直していく。なお、具体的な開催時期や実施方法等については、継続して検討していくこととした。</p> <p>〔※これまで議会報告会は、山形市議会基本条例の施行に関する規程第2条の「議会基本条例第9条第1項に規定する報告会は、毎年11月に実施するものとする。」に基づき、通常11月に開催していたが、開催時期について柔軟に対応できるよう、規程の改正を行う。〕</p> <p>□子ども議会の開催について</p> <p>主権者教育の推進と市民参加の促進を図るため、子ども議会の開催の必要性や効果、実施主体などを調査・研究しながら、継続して検討していくこととした。</p> <p>□市民アンケートなどの実施について</p> <p>年々多様化する市民の意識や価値観を見極め、そのニーズに対応するため、傍聴者や市民を対象としたアンケートなどの実施について、その内容や議会へ反映する方法・体制などの課題を整理しながら、継続して検討していくこととした。</p> <p>□議会開会中の保育室の設置について</p> <p>さらなる市民参加の推進と議員の活動しやすい環境づくりに向けて、平成30年12月定例会から、会期中において、市民または議員から申し出があれば、議長の判断により、議会棟4階の和室を保育室または授乳室として開放するものとする。</p> <p>なお、今後の利用状況を見ながら、設置及び利用方法について、継続して検討していくこととした。</p>	
条例改正の有無	なし	

No.③	検証項目	市民にわかりやすい議会
関連条文		<p>《第 7 条 議会の情報公開》 議会は、市民に対し、議会活動に関する情報を積極的に公開し、説明責任を十分に果たさなければならない。</p> <p>《第 10 条 議案に対する態度の公表》 議会は、全ての議案に対する各議員の態度を公表する。</p> <p>《第 13 条 一般質問》 本会議における市政一般方針に対する質問（以下この条において「一般質問」という。）は、一括質問・一括答弁又は一問一答のいずれかの方法を選択して行うものとする。 2 前項に定めるもののほか、一般質問の実施方法等については、議会運営委員会において定める。</p> <p>《第 14 条 議員問討議》 議会は、議案の審議等に当たっては、必要に応じ、議員相互による討議の場を設けるものとする。</p>
現況及び取組実績		<p>【基本条例施行後新たに実施したもの】</p> <p>《第 7 条》 ◆議会報の全ページフルカラー化（平成 27 年 5 月 1 号～）</p> <p>《第 10 条》 ◆議案に対する態度の公表 ・議会報（平成 25 年 7 月 15 日号～） ・ホームページ（平成 25 年 6 月定例会～）</p> <p>◆電子表決システムによる各議員の表決態度等を議場内ディスプレイに表示（平成 27 年 12 月定例会～）</p> <p>《第 13 条》 ◆一問一答・一括質問一括答弁の選択制導入（平成 25 年 6 月定例会～）</p> <p>◆議場への質問席設置（平成 29 年 9 月定例会～）</p> <p>◆議場内ディスプレイを活用した参考資料の提示等（2 台→平成 27 年 12 月定例会から 4 台）</p> <p>《第 14 条》 ◆委員会における議員問討議を実施 平成 25 年 9 月 厚生委員会（請願） 平成 26 年 1 月 厚生委員会（報告事項） 平成 26 年 3 月 厚生分科会（予算） 平成 26 年 3 月 厚生委員会（請願） 平成 28 年 3 月 総務分科会（予算）</p>

実績評価	達成	翔政会・市民連合山形市議団
	一部達成	緑政会・日本共産党山形市議団・公明党山形市議団・無党派
今後の 取組方針	継続	翔政会・市民連合山形市議団
	改善・拡充	緑政会・日本共産党山形市議団・公明党山形市議団・無党派
	<p>【理由】</p> <p>(日本共産党山形市議団)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市議会報の改善や、電子表決システムの導入などの取り組みは評価できる。ただし、市民のわかりやすさの視点から、さらに工夫が求められる。 <p>(公明党山形市議団)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民にわかりやすい議会については、議会報の充実や一般質問における一問一答・一括質問一括答弁の選択制導入等、議論をわかりやすく伝えるための努力をしてきたが、さらなる取り組みを検討する必要がある。 <p>(無党派)</p> <ul style="list-style-type: none"> 聴覚障がい者対応の拡充が必要である。 	
	<p>【今後の方針】</p> <p>□広報委員会の設置について（議会報・ホームページなどの議会広報）</p> <p>議会活動に関する情報を積極的に公開し、わかりやすく提供していくため、議会の広報を包括する広報委員会の設置について、継続して検討していくこととした。</p> <p>□議員間討議の方法について</p> <p>議員間討議の具体的な方法については、様々な意見があったことから、審議等の活性化を図るための取組方針を引き続き調査・研究していくこととした。</p>	
条例改正の有無	なし	

No.④	検証項目	審議等の活性化
関連条文	<p>《第 12 条 市長等との関係》 議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）は、議会審議において常に緊張関係を保持するとともに、相互の議論を深めるよう努めなければならない。</p> <p>《第 13 条 一般質問》 本会議における市政一般方針に対する質問（以下この条において「一般質問」という。）は、一括質問・一括答弁又は一問一答のいずれかの方法を選択して行うものとする。 2 前項に定めるもののほか、一般質問の実施方法等については、議会運営委員会において定める。</p> <p>《第 14 条 議員間討議》 議会は、議案の審議等に当たっては、必要に応じ、議員相互による討議の場を設けるものとする。</p>	
現況及び取組実績	<p>【基本条例施行後新たに実施したもの】</p> <p>《第 12 条》 ◆中核市・地域活性化検討会、スポーツ・文化振興検討会の設置（平成 28 年 9 月～平成 29 年 4 月） ◆中核市移行検討特別委員会の設置（平成 29 年 6 月～）</p> <p>《第 13 条》 ◆一問一答・一括質問一括答弁の選択制の導入（平成 25 年 6 月定例会～） ◆議場への質問席設置（平成 29 年 9 月定例会～） ◆議場内ディスプレイを活用した参考資料の提示等（2 台→平成 27 年 12 月定例会から 4 台）</p> <p>《第 14 条》 ◆委員会における議員間討議を実施 平成 25 年 9 月 厚生委員会（請願） 平成 26 年 1 月 厚生委員会（報告事項） 平成 26 年 3 月 厚生分科会（予算） 平成 26 年 3 月 厚生委員会（請願） 平成 28 年 3 月 総務分科会（予算）</p>	

実績評価	達成	翔政会
	一部達成	市民連合山形市議団・緑政会・公明党山形市議団・無党派
	未達成	日本共産党山形市議団
今後の 取組方針	継続	翔政会
	改善・拡充	市民連合山形市議団・緑政会・日本共産党山形市議団 公明党山形市議団・無党派
	<p>【理由】</p> <p>(市民連合山形市議団)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別委員会を拡充し、十分な審議を行う必要がある。 ・ディスプレイの活用については、説明資料の提示を基本として運用すべきである。 <p>(日本共産党山形市議団)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一問一答制やディスプレイの活用などは実施されたが、審議が大きく活性化したとは感じられない。 <p>(公明党山形市議団)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議等の活性化については、一般質問における一問一答・一括質問一括答弁の選択制導入や議場内ディスプレイを活用した参考資料の提示等を通じ、審議を深めるための努力をしてきたが、さらなる活発化に向けた取り組みを検討する必要がある。 	
	<p>【今後の方針】</p> <p>□議員間討議の方法について</p> <p>議員間討議の具体的な方法については、様々な意見があったことから、審議等の活性化を図るための取組方針を引き続き調査・研究していくこととした。</p>	
条例改正の有無	なし	

No.⑤	検証項目	活動基盤の整備
関連条文		<p>《第 15 条 議員の資質及び調査・政策形成能力の向上》 議員は、市民の負託に応えるため、常に資質と政策形成能力の向上に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、行政課題を常に把握するため、各分野の専門家を招いての研修会を開催するなど、議員研修の充実を図るものとする。</p> <p>3 議会は、議員の調査研究に資するため、各種資料の収集等に努めるとともに、会議録検索システムの充実その他の調査研究体制の整備を図るものとする。</p> <p>《第 16 条 政務活動費》 政務活動費は、市民の福祉の向上に資するための政策の提案、各種調査・研究等に活用されるものであることを認識し、交付を受けた議員は、山形市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年市条例第 20 号）及びそれに基づく規程等に定めるところにより適正に取り扱わなければならない。</p> <p>《第 17 条 議会事務局の体制整備》 議会は、議会及び議員の政策形成、調査・立案能力の向上等を図るため、議会事務局の調査、法務等に関する機能の充実及び強化に努めるものとする。</p> <p>《第 18 条 議員報酬》 議員報酬については、山形市特別職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年市条例第 8 号）に定めるところによる。</p> <p>2 議員報酬は、市民からの負託に応えるための議員活動に対するものであることを深く認識するものとする。</p> <p>3 議員報酬の改定に当たっては、市政の現状や将来の展望、市民の意識と社会全体の動向を見据えたうえで決定するものとする。</p> <p>《第 19 条 議員の定数》 議員の定数については、山形市議会議員定数条例（平成 14 年市条例第 31 号）に定めるところによる。</p> <p>2 議員の定数の改定に当たっては、この条例に規定する議会及び議員の活動原則を踏まえつつ、市民からの負託に応え得る人数を基本として、市政の現状や将来の展望、市民の意識と社会全体の動向を見据えたうえで決定するものとする。</p>
現況及び取組実績		<p>【基本条例施行後新たに実施したもの】</p> <p>《第 16 条》 ◆政務活動費の手引きと公開方法の見直し（平成 29 年 3 月改正） 《第 16・18・19 条》 ◆市民アンケートの実施 ・平成 25 年 11 月 議会・議員に対する意識調査 回答数 157 件</p> <p>◆パブリックコメントの実施 ・平成 26 年 2 月 議員定数、議員報酬、政務活動費の見直し 回答数 33 人</p> <p>《第 18 条》 ◆議員報酬の削減 （平成 26 年 3 月改正 適用は平成 27 年 4 月の改選以降） 議長：月額 77 万円→月額 74 万円 副議長：月額 72 万円→月額 69 万円 議員：月額 67 万円→月額 64 万円</p> <p>《第 19 条》 ◆議員定数削減 （平成 26 年 3 月改正 35 人から 33 人に改正 適用は平成 27 年 4 月の選挙から）</p>

	<p>【基本条例施行前から実施しているもの】</p> <p>《第 15 条》</p> <p>◇各種研修会等への参加</p> <p>◇議員研修会の実施（毎年）</p> <p>H25 議員定数、議員報酬、政務活動費について</p> <p>H26 地方制度改革と中核市について</p> <p>H27 地方都市を考える「消費社会」の先端から</p> <p>H28 転換期の地域経済と地方創生の課題</p> <p>H29 今後の議会改革 - 議会基本条例の検証を踏まえて</p> <p>◇各種調査の実施</p> <p>◇議会図書室の充実</p> <p>◇会議録検索システムに委員会記録分を追加（平成 24 年 7 月～）</p> <p>《第 17 条》</p> <p>◇職員の各種研修会への参加</p>	
実績評価	一部達成	翔政会・市民連合山形市議団・緑政会・日本共産党山形市議団 公明党山形市議団・無会派
今後の 取組方針	継続	翔政会・緑政会・日本共産党山形市議団
	<p>【理由】</p> <p>（翔政会）</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会事務局の機能拡充について検討してもよいのではないか。 <p>（日本共産党山形市議団）</p> <ul style="list-style-type: none"> 議員報酬と政務活動費の見直しなどは評価できるが、継続して検討が必要である。 	
	改善・拡充	市民連合山形市議団・公明党山形市議団・無会派
	<p>【理由】</p> <p>（市民連合山形市議団）</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会事務局の調査・立案能力を強化すべきである。 専門家を招いた研修会をさらに強化すべきである。 <p>（公明党山形市議団）</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動基盤の整備については、議員定数、議員報酬、政務活動費の見直しを行うとともに、政務活動費の手引きと公開に努め、また、会議録検索システムに委員会記録分を追加し活動基盤を整備してきたものと考えているが、さらに活動基盤の強化に向けた取り組みを検討する必要がある。 <p>（無会派）</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査権のさらなる強化をすべきである。 定数削減をすべきである。 	
<p>【今後の方針】</p> <p>□議会事務局の体制強化について</p> <p>議会及び議員による政策立案、条例作成等のさらなる充実を目的として、議会事務局の調査・法務等に関する機能の充実及び体制強化に向けた環境整備を図ることとした。</p> <p>□タブレット端末及び Wi-Fi の導入について</p> <p>議会運営の効率化と議員の調査・研究基盤の充実を図るため、タブレット端末及び Wi-Fi の導入について、継続して検討していくこととした。</p>		
条例改正の有無	なし	

No.⑥	検証項目	危機管理体制の整備
関連条文	《第3条 危機管理》 議会は、大規模災害等の不測の事態が発生した場合において迅速かつ機動的に活動できるよう、危機管理体制の整備に努めるものとする。	
現況及び取組実績	【基本条例施行後新たに実施したもの】 《第3条》 ◆山形市議会災害時対応マニュアルの策定 (平成25年3月制定)	
実績評価	達成	翔政会・無会派
	一部達成	市民連合山形市議団・緑政会・日本共産党山形市議団 公明党山形市議団
今後の取組方針	継続	翔政会・無会派
	改善・拡充	市民連合山形市議団・緑政会・日本共産党山形市議団 公明党山形市議団
	【理由】 (市民連合山形市議団) ・これまでに具体的に十分検討した経過がない。 (日本共産党山形市議団) ・マニュアルは策定されたが、実際にどのような行動となるか疑問が残る。 (公明党山形市議団) ・危機管理体制の整備については、山形市議会災害時対応マニュアルを策定し徹底に努めてきたが、改善と拡充に向けた取り組みを検討する必要がある。	
	【今後の方針】 □山形市議会災害時対応マニュアルの一部見直しについて 災害発生時における議員及び議会事務局職員の対応に関し、必要な事項を定めた「山形市議会災害時対応マニュアル」の実効性を確保するため、訓練の実施に関する項目を追加し、適宜災害時訓練を実施していくこととした。	
条例改正の有無	なし	

5 むすびに

このたびの検証は、基本条例施行後、初めて実施したものであり、これまで取り組んできた実績の評価や今後の取組方針等の検討を行ったことで、現状における課題の共有が図られた。また、検証作業についても改善すべき点があり、次回の検証に反映させていくこととした。

なお、このたびの検証結果に基づき、取り組むべきものは早急に実施するとともに、具体的な取り組みの確認まで至らなかった案件については、改選後の議会においても、継続した協議・検討が必要であるとする。

最後に、山形市議会は基本条例の理念のもと、不断の努力により、これまで以上に市民に信頼され、開かれた議会となるよう取り組んでいく。